

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県益田市

### 2 構造改革特別区域の名称

益田市ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

島根県益田市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置と地勢

益田市（以下「本市」という。）は、島根県の最西部に位置し、西は萩市（山口県）、南は津和野町と吉賀町（共に島根県）錦町（山口県）に面し、南東は廿日市市、安芸太田町、北広島町（広島県）、東部は浜田市（島根県）そして北部は日本海に接している。

面積は 733.19 ㎥で島根県の約 1 割を占め、地勢は南部に 1,200m を超える峰々を複数抱える中国山地があり、北部が日本海であることから、南から北に傾斜が下がる地形をなしている。日本海に注ぐ一級河川高津川は全国でも屈指の良好な水質を誇っており、益田川とともに下流域に三角州状の益田平野を形成し、海岸は白砂青松の石見潟を形成している。

#### (2) 気候

本市の気象条件は日本海型気候であるが、平野部では対馬暖流の影響が強く、年平均雨量は 1,500～1,700mm 程度、平均気温は 15～16 度と比較的温暖で雨量も少なく山陽型に近くなっている。とりわけ日照時間は県内でも最も長く、農業振興の面からも着目すべき特色といえる。一方、山間部は平野部に比べ冷涼で雨量も多く、多様な地域の特性を活かした特徴的な作物が生産されている。

#### (3) 人口

住民基本台帳における市の人口は令和 3 年 5 月末で 45,288 人、世帯数は 21,296 戸である。また、国税調査の実績値及び国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき過去からの人口の推移をみると、昭和 55 年から昭和 60 年にかけては増加しているものの、それ以降は減少している。年齢 3 区分別にみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢（15～64 歳）については、ほぼ一貫して減少傾向にあるが、老年人口（65 歳以上）については、令和 2 年まで増加し、令和 7 年以降は減少に転じると予想されている。

#### (4) 産業

本市の産業別の就業者比率は（平成 27 年度国勢調査）第一次産業 8.1%、第二次産業 20.8%、第三次産業 66.4%となっている。第三次産業であるサービス業と第二次産業である工業が市産業の中心であるが、農林水産業では、広大な中国山地を中心として栄えた林業など、最近はその原材料を用いた加工や木質バイオマス資源の有効利用などが広がってきており、また、水産業も古くから豊饒な日本海での活動が盛んとなっている。

本市の農業については、米をはじめ、メロン、トマト、イチゴ、ハウレン草等の施設野菜のほか、地域によっては、ゆず、わさび、ぶどう、しいたけ等が主要農産物として挙げられ、特色を活かした生産が行われている。本市のぶどうは、人気の高い「デラウェア」を中心に生産されており、シャインマスカットや巨峰、ピオーネ、加工用ぶどうの栽培もおこなわれている。生食用は主に JA に出荷され各地に販売されており、加工用は「島根ワイナリー」にワイン原料として全量出荷されている。このような魅力的な農産物がありながらも、ブランド化に至っておらず、魅力を活かしきれていないことが課題となっている。地域で生産されたものを地域

で消費する地域経済循環を促すことで、地場産業の振興を図る取組が必要である。

また、平成27年の農林業センサスによると、本市の総農家数は2,173戸となっており、販売農家数は1,080戸、このうち専業農家は、333戸（31%）、第1種兼農家は133戸（12%）、第2種兼業農家は614戸（57%）であり、兼業農家の占める割合は69%となっている。基幹的農業授業者の高齢化が進行し、65歳以上が75%と高い割合となっている。農地については、特に、中山間地域を中心に、少子高齢化による担い手不足から、慢性的に遊休化する農地及び自己保全管理等の不作付地の増加がみられ、将来的に荒廃農地の増加につながる可能性がある。このような環境が、鳥獣被害の拡大を引き起こす要因ともなっており、地域の課題となってきた。

#### **(5) 地域づくり**

本市では、令和3年に「ひとが育ち 輝くまち 益田」を目指すべきまちの将来像とする第6次益田市総合振興計画を策定し、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、地域が一体となって躍動することにより、市民も希望に満ち溢れるまちの実現に向け、多様な施策を展開している。産業の分野においては、地域資源を活かした魅力的な産業の創出及び育成に力を入れている。特に、1次産業は従事者の高齢化により新たな担い手確保が最大の課題となっており、昨今の雇用環境の悪化やライフスタイルの変化などを背景に就農への関心が高まるなか、就農だけでなく定住に向けた総合的な支援が求められている。本市では、県とJAしまね、市の3機関が連携し、迅速かつ効果的な業務の推進にあたるため、「農業担い手支援センター」を設立し、「新規就農者」「認定農業者」「集落営農」の3つを柱に、新規就農者の育成・確保、農家の経営支援等に取り組んでいる。

#### **(6) 規制の特例措置を講じる必要性**

本市はブドウの生産地として知られ、生食用と加工用のブドウを生産し、特に加工用ブドウについては県内最大の産地でもある。本市産のブドウを原料としたワインは、日本ワインコンテストにて銀賞を受賞するといった優秀な成績を上げているが、製造は市外にある「島根ワイナリー」で行われ、「島根県産ワイン」として流通販売されている。そのため、本特例措置を活用することにより、新たなビジネスモデルの創出及び「益田産ワイン」のブランド化の推進を図り、農業所得の向上が期待できる。

### **5 構造改革特別区域計画の意義**

本特例措置を活用することにより、本市内で生産されたぶどうを使用して製造されたワインを、本市の新しい特産品「益田産ワイン」としてブランド化し、生産から製造、販売の一連のサイクルを市内で完結することにより「益田産ワイン」のブランドの確立が期待できる。

また、従来の農家の経営モデルは、農産物を栽培し市場に出荷するだけのサイクルが主流であったが、今後は、農業者自らが生産した農産物を加工して販売するまでの6次産業化の流れをつくり、新たな経営モデルの構築につながる。

さらに、本特例措置を活用する新規事業者の参入により、ブドウ用栽培面積の拡大並びに経営面積の拡大が図られ、耕作放棄地や遊休地の解消といった課題解決につながることも見込める。以上のことから、本特例措置を活用することは非常に大きな意義を持つものである。

### **6 構造改革特別区域計画の目標**

本特例措置を活用することで、事業者は市内の農産物だけで原材料を賄い、市内で製造する「益田産ワイン」を他事業者への販売まで行うことが可能となる。ホテルや旅館、市内レストラン、居酒屋等、幅広い飲用販売を経て「益田産ワイン」と「地産自（地）醸」という新たなブランドモデルを確立する。

また、本市全体の農業者に対する意識改革と新たな事業投資の機会と捉える多様な事業者の新規参入を促進することで、雇用の創出や新規就農者の呼び込み、遊休農地の解消、新たな観光資源の創出を目標とする。

## **7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果**

### **(1) 農業振興**

構造改革特別区域計画の認定を受け、本規制の特例措置の活用により生み出した「益田産ワイン」は、本市の新たな特産品として益田産農産物全体のブランドイメージを向上させる。

また、家族経営による6次産業化が具体的に進むことで、ブドウ農家の所得向上につながり、本市の農業のイメージアップへ寄与することになる。これにより、他産業からの新規参入者や新規就農者の定着に繋がり、耕作放棄地の解消や地域農業の再生を図る。

○特例措置を活用した特産種類の生産拡大

項目	2022 (R4) 年度 (目標値)	2025 (R7) 年度 (目標値)
特産酒類製造事業者数	1 件	2 件
特産酒類製造量	2k1	6 k1

○新規就農者数の定着

項目	2020 (R1) 年度 (現状値)	2025 (R7) 年度 (目標値)
新規就農者数	20 人	20 人
農林業研修受入れ人数	6 人	6 人
担い手への農地集積率	28.3%	40.0%

(2) 観光振興

「益田産ワイン」による本市産農産品のイメージアップを契機に、観光客や地元客に対し、地元産ワインと地元産食材の融合による「地元食」をテーマにした滞在型・体験型プログラムを実施することで交流人口の増大や、地域コミュニティの形成を促し、新たな観光資源を作り上げていく。

○観光客の増加

項目	2019 (R元) 年度 (現状値)	2025 (R7) 年度 (目標値)
観光客入込客数	875,915 人	1,050,000 人
宿泊者数	196,078 人	225,000 人

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

構造改革特別区域内において、生産される地域の特産物として指定された果実（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

益田市の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、構造改革特例区域内において、地域の特産物として指定された果実（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量（6k1）が2k1に引き下げられ、小規模な実施主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業者の6次産業化による経営多角化、農業生産拡大による地域農業の振興が図られる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の周知と広報を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。